

令和5年度（2023年度）留守家庭児童育成室入室許可申請書兼児童関係調書

令和 4年 9月 30日

吹田市長宛

〒 564 -0041
現住所 吹田市泉町1-3-40

記入例

申請者
(保護者)

ふりがな	すいた たろう		
氏名	吹田 太郎		
電話	携帯	000 - 0000 - 0000	
	自宅	00 - 0000 - 0000	
メール	suita.tarou.0501@〇〇〇.com		

次のとおり入室の許可を申請します。

ふりがな	すいた じろう	生年月日	平成 28年 4月 2日	男 女
児童名	吹田 次郎	学年	1年生(令和5年4月の学年)	
在籍している(する)小学校名	吹田第二小 学校	前年度の利用の有無	有 ・ 無	
支援学級の在籍	在籍していない・在籍(予定)・検討中	配慮を要する児童としての申請	しない ・ する <small>新たに配慮を要する児童としての申請をする場合、市役所放課後子ども育成室までご連絡ください。</small>	
入室申請する育成室名	吹二 育成室	同一世帯の児童の申請の有無	有 ・ 無	
入室希望日	令和 5年 4月 1日	支払方法	口座振替 ・ 納付書	
		<small>新たに口座振替する場合や登録口座を変更する場合は、別紙の申請書と併せて提出してください。</small>		

兄弟姉妹も入室申請をしている場合は、有に○をつけてください。

利用希望児童の状況(令和4年度の状況)

ア 育成室に入室	イ 保育所・幼稚園等に入所 → (いずみ保育)	ウ 保護者(家族) / 他人(委託) が保育	エ 児童のみで留守番	オ その他 → ()
児童の健康状態	ア 健康である イ 不安がある	疾患名・症状・アレルギー等 (ピーナッツアレルギー)	集団保育における注意点 (あり)	なし
		[注意点:]		

児童の属する世帯の世帯員(入室希望日時点での予定)

氏名	児童との続柄	生年月日	勤務先又は学校・保育園等名称	緊急時の連絡先(携帯電話・職場等)	前年度の市町村民税の有無
吹田 太郎	父	50年 5月 1日	(株) 〇〇□□	携帯: 000-0000-0000 職場: 00-00000-0000	有・無
吹田 花子	母	50年 6月 1日	祖母の介護	携帯: 000-0000-0000 職場:	有・無
吹田 三郎	弟	30年 7月 1日	〇〇保育園	携帯: 職場:	有・無
吹田 正子	祖母	18年 8月 1日	病気療養中	携帯: 000-0000-0000 職場:	有・無
同居する親族については世帯にかかわらず記入をお願いします。		年 月 日		携帯: 職場:	有・無

受付印

事務処理欄(記入しないでください)

入室日	月 日 (月 日 より)	児童番号	
入室決定通知	セット	連絡	指導員→ 保護者→
減免決定通知	口座振替	備考	延長
納付書	・しない ・未 ・提出あり ・データあり		

受付者

※裏面も記入してください

記入例

申請児童名： 吹田 次郎

(保護者名： 吹田 太郎) (続柄： 父) が保育を必要とする事由

保育できない理由	ア 外で就労		イ 自宅で就労		ウ 本人が病気療養中	
	エ 障がいがある ⇒ 身体障害者手帳 () 級 / 精神障害者保健福祉手帳 () 級 / 療育手帳 [A・B1・B2]					
	オ () の看護		カ 就学			
	キ その他 ⇒ ()					
就労・就学の時間帯	固定勤務			変則勤務		
	9 時 00 分 ~ 17 時 30 分			① : ~ : ② : ~ : シフトパターン ③ : ~ : ④ : ~ :		
1か月の勤務日数	約 20 日	休日	<input checked="" type="checkbox"/> 土 <input checked="" type="checkbox"/> 日 <input checked="" type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期(月 日休み) <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金			
自宅～就労・就学先までの経路	記入例：自宅⇒(徒歩10分)⇒阪急吹田駅⇒(阪急20分)⇒梅田駅⇒(徒歩15分)⇒職場					
	自宅⇒(徒歩10分)⇒阪急吹田駅⇒(阪急20分)⇒梅田駅⇒(徒歩15分)⇒職場					
通勤・通学所要時間 (片道 時間 45 分)						

(保護者名： 吹田 花子) (続柄： 母) が保育を必要とする事由

保育できない理由	ア 外で就労		イ 自宅で就労		ウ 本人が病気療養中	
	エ 障がいがある ⇒ 身体障害者手帳 () 級 / 精神障害者保健福祉手帳 () 級 / 療育手帳 [A・B1・B2]					
	オ (<u>祖母</u>) の看護		カ 就学			
	キ その他 ⇒ ()					
就労・就学の時間帯	固定勤務			変則勤務		
	時 分 ~ 時 分			① : ~ : ② : ~ : シフトパターン ③ : ~ : ④ : ~ :		
1か月の勤務日数	約 日	休日	<input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期(月 日休み) <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金			
自宅～就労・就学先までの経路	記入例：自宅⇒(徒歩10分)⇒阪急吹田駅⇒(阪急20分)⇒梅田駅⇒(徒歩15分)⇒職場					
	通勤・通学所要時間 (片道 時間 分)					

留守家庭児童育成室の利用に係る同意書 (確認書)

- ①申請時の記載内容・添付書類が事実と異なる場合は、入室の許可を取り消す場合があります。
- ②保護者の転職や退職、勤務時間や休日の変更、家族構成や住所・電話番号の変更が生じた場合は速やかに市役所放課後子ども育成室に連絡してください。連絡がなく、申請内容と事実が異なることが判明した場合は、入室の許可を取り消す場合があります。
- ③延長保育を利用する場合、直営育成室は18時30分、民間委託育成室は19時までには必ずお迎えに来てください。何度もお迎えが遅れる場合は、延長保育の利用の許可を取り消す場合があります。
- ④保育料、延長保育料、おやつ代を滞納している場合は、入室できません。過去の滞納分の納入が確認できない場合、その世帯の児童の入室の許可はしません。
- ⑤保育料、延長保育料、おやつ代が未納で、督促後、1か月を経過しても納付がなかった場合、入室の許可を取り消す場合があります。

上記の内容を確認し、同意の上、留守家庭児童育成室の入室の許可を申請します。

令和 4 年 9 月 30 日

保護者氏名 吹田 太郎